収　入
印　紙

請　　書

検査員	立会員	受領者
検 査　　年　　月　　日		

契約番号

荒 川 区 長　殿　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名

法人は、名称
及び代表者名　　㊞

この契約について、下記の契約条件を遵守し、誠実に履行します。

件　　名			
契 約 金 額	¥　　(うち消費税等相当額¥		
履 行 期 間	年　月　日から　年　月　日まで	履行場所	
契約保証金	免　除	支 払 方 法	1 履行完了後　2　月毎　3 納品･履行のつど

品 名 ま た は 名 称	規　　格	数　　量	単位呼称	単　価	金　　額

[所属　　] [契約決定文書番号　　第　　号]
[担当者　　] [事業　　／ 細節又は細々節　　]

[共通の条件]
1　表面記載の契約金額で、荒川区の指定する仕様書、図面、内訳書等に基づき、表記記載の履行期限までに契約を履行するものとする。
2　請者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、荒川区の承諾を得た場合はこの限りでない。
3　契約の履行が完了したときは、直ちに届け出て荒川区の指定する検査員による検査を受け、この検査に合格したときをもって目的物全部の引渡を完了しなければならない。
4　契約の履行が荒川区の指定する仕様等に適合しない場合において、荒川区から仕様等に基づく補修の請求があったときは、請者は請求に従って補修しなければならない。この場合において、請者は契約代金の増額及び履行期限の延長を請求できないものとする。
5　天災地変その他請者の責めに帰することのできない理由により履行期限までに履行の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期限内に履行期限の延長等について届け出なければならない。この場合において、その理由が荒川区によって正当と認められないときは、請者は6に定める違約金を支払わなければならない。
6　5以外の理由によって履行期限内に履行できないときは、その理由を明らかにして期限内に届け出なければならない。この場合において、期限後に履行できる見込みがあるときは、延長すべき期間を明らかにして荒川区の承諾を得て、遅延違約金（履行期限の翌日から起算して遅延日数につき契約金額に、この契約の締結の日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて得た額（100円未満の場合を除く。）を支払わなければならない。
7　次の各号に該当する場合において契約を解除されたとき、請者は異議を申し立てることができない。
(1)　5、6以外の理由により履行期限内に履行しないとき。
(2)　契約を（完全に）履行できる見込みがないとき。
8　請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
(1)　法人の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ）若しくは使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77 号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が請者の経営に事実上参加していると認められるとき。
(2) 法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
(3) 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、直接又は間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
(4) 法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
(5) 法人の役員等が、下請負契約、資材・原材料の購入又はその他の契約に当たり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
9　7、8の定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払わなければならない。
10　請者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から履行妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、遅滞なく荒川区への報告及び所轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
11　契約代金の支払時期は、検査完了後適法な請求書が受理された日から、工事については40日、その他の契約については30日以内とする。なお、期間内に契約代金の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による遅延利息を契約代金に加算するものとする。
12　この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
13　この請書に定めのない事項については両者協議のうえ決定する。
[物品供給契約の条件]
14　物品の所有権は、荒川区の指定する検査員による検査に合格したとき移転するものとし、検査中又はそれ以前に生じた損害は、すべて請者が負担するものとする。
[業務委託契約の条件]
15　業務について仕様書等に明示されていない事項でも、業務の性質上当然に必要なものは、荒川区の指示に従い請者が負担するものとする。
[運送契約の条件]
16　運送契約において請者は、作業に必要な燃料、消耗品、乗務員等に要する一切の経費を負担するとともに、原因の如何を問わず次の各号の責めを負わなければならない。
(1)　乗務員の行為等により他人に損傷を加えたとき又は他人から損傷を受けたとき。
(2)　供給した自動車が作業するについて車に事故が生じたとき、及び荒川区の責任によらないで損害が生じたとき。
[工事請負契約の条件]
17 工事の材料は、荒川区の指定する検査員又は監督員の検査をうけて合格したものを使用するものとする。検査の結果不合格となった材料は、遅滞なく請者が引き取らなければならない。
18 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認できない工事を施工するときは、監督員の立合を求め、監督員の立合のもとに施工するものとする。